

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局総務部学事課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	大阪市高等学校等奨学金の履行延期の特約についての申請
概 要	教育委員会は、奨学金の貸与を受けた者が、履行期限が経過した債務を一時に履行することが困難な場合、履行期限を延長し分割して支払う旨の特約を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法施行令第171条の6 大阪市未収債権管理事務取扱規則第9条 高等学校等奨学金債権管理マニュアル（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）
審査基準	高等学校等奨学金の履行延期の特約が認められるのは、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当する場合です。 ・借受者が無資力又はこれに近い状態にあるとき ・借受者が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき ・災害、盗難その他の事故が生じたことにより、借受者が債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	教育委員会事務局総務部学事課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	教育委員会事務局総務部学事課
ホームページ	
備 考	